

「知的財産高等裁判所」に対する意見

平成15年11月7日

知的財産訴訟検討会委員 阿部 一正

業務による出張のため、11月10日開催予定の知的財産訴訟検討会に出席できませんので、「知的財産高等裁判所」に関して、事務局から提示された甲案（A案およびB案）乙案について、次のように簡単に意見を申し述べます。

1. はじめに

わたしは、4月15日開催の第7回知的財産訴訟検討会において、私見として、「知的財産裁判所」は、技術のわかるロ・スク・ル出身者の法曹が育ってくるようになってから検討したらどうか、という趣旨の意見を述べました。

その後、6月2日に、加藤委員、沢山委員とともに、「東京高等裁判所の知的財産専門部」を独立させて、知的財産高等裁判所を創設すべきであるという内容の意見書（「知的財産高等裁判所の創設を求める」）を当検討会に提出しました。

以上のように意見を変えたのは、ロ・スク・ル出身者の出現を待ったのではあまりにも時間がかかり、この間手をこまねいて何もしないよりは、今すぐにも、上述の独立した知的財産高等裁判所を設立し、今のうちに将来の知的財産裁判所の基盤を築いておくほうが、知財立国にふさわしい裁判所をより早期にかつ円滑に確立でき、さらに対外的にも時宜を得た効果（アナウンスメント効果）が発揮されると判断したからです。

2. 事務局案への意見

知的財産高等裁判所を創設すべきである、という上述の主張は、「東京高等裁判所の知的財産専門部」を「知的財産高等裁判所」と呼称しようということではありません。組織的にも東京高等裁判所とは別のものを考えています。だからこそ、わざわざ「独立させて」と述べているのです。したがって事務局の「乙案」は論外と考えます。

知的財産高等裁判所の機能を充実しようとするならば、東京高等裁判所からより独立性の高い組織であるほうがよいと考えるのが通常であると思います。人事、予算等の司法行政についても独立性が高いほうがよいと考えるべきではないでしょうか。そういう観点から事務局案の甲案（A案またはB案）を採用すべきだと考えます。さらに、その中のA案がより適切なのではないかと考えます。

ただし、A案を選択するとしても、裁判制度全体が円滑に機能することが前提です。仔細に検討しないとわかりませんが、例えばいわゆる職分管轄の問題が実務上致命的な不都合をもたらすとか、他の裁判制度に重大な影響をもたらすおそれがあるとか、普通裁判所と整合性がとれないことから制度運営が麻痺するおそれがあるとか、費用対効果の面から非常に不合理であるとか、A案に固執することによってそれこそ逆に看板倒れになるようでは元も子もないと言わざるを得ません。以上